

学校担当者用

平成28年度 熊本県育英資金

推薦事務の手引き

《被災特例枠》

I 熊本県育英資金（被災特例枠）募集内容

1 育英資金の目的

熊本県は、向学心に富む学生又は生徒で、経済的理由により修学困難な人に対し、学資を貸与して教育の機会均等を図り、将来社会に貢献し得る人材を育成することを目的として、奨学金制度を設けています。

熊本県から学資の貸与を受ける学生・生徒を「育英奨学生」といい、貸与される学資を「育英資金」といいます。育英奨学生は、育英資金の貸与を希望する人の中から選考のうえ決定されます。

この被災特例枠は、国からの交付金を活用し、平成28年熊本地震に被災し、経済的理由により修学が困難となった高校生等を支援するための制度です。

育英奨学生の将来に一層の負担を負わせることがないように、高等学校等を卒業後、申請により返還額の全部を免除します。

2 育英奨学生の心得

育英奨学生は、県の定める熊本県育英資金貸与基金条例及び熊本県教育委員会の定める熊本県育英資金貸与規則を守り、学校の指導に従うとともに、育英奨学生としての資質の維持向上に努める必要があります。

したがって、勉学の意欲がない、学校内外の規律を乱すなど、育英奨学生として適当でないと認められたときは、育英資金の貸与を取り消すことがあります。

3 申請の資格

申請の資格は、次の各項のすべてに該当する者としてします。

(1) 申請者と生計を共にしている家族で、その生計を主に維持している者（以下「生計の主たる維持者」という。）が熊本県内に居住していること。

なお、生計の主たる維持者が単身赴任等により県外居住であっても、同一世帯として認めることが適当であるときは、この限りではありません。

(2) 学校教育法による高等学校・中等教育学校（後期課程）・専修学校（高等課程）に在籍する生徒であって、育英資金の貸与が必要であると認められること。

(3) 熊本地震に被災したことで修学が困難となり、次のいずれかに該当すること。

居住する家屋が罹災証明書において全壊、大規模半壊、半壊又は被災者生活再建支援法による長期避難世帯でかつ高校生等の属する世帯が市町村民税所得割非課税世帯の場合

生計の主たる維持者が死亡又は重篤な障がいを負った場合

生計の主たる維持者が地震に伴い失業又は収入が減少し、高校生等の属する世帯が市町村民税所得割非課税相当世帯の場合

市町村民税所得割非課税世帯のおおよその目安は次ページを参照してください。

(4) 地方公共団体、公益法人、学校法人等から現に学資の貸与を受けていないこと。

【市町村民税非課税相当世帯の所得（収入）の目安】 同一世帯の合計額

世帯人数	世帯構成	金額
3人	父、高校生（16歳以上）、中学生	102万円 （170万円）
4人	父、母、高校生（16歳以上）、中学生	137万円 （221万円）
5人	父、母、高校生（16歳以上）、中学生、祖父	172万円 （271万円）

基準額は世帯員の年齢、家族構成によって異なるため、上記目安金額を超える場合であっても、基準に該当する場合があります。

【生活保護受給世帯について】

生活保護を受給されている世帯については、高校就学に必要な保護費が福祉事務所から給付されますので、申請を行うに当たっては事前に福祉事務所(ケースワーカー)と相談してください。

なお、相談なく育英資金の貸与を受けた場合には、福祉事務所が収入と認定し、保護費が減額されて給付される場合などがあります。

4 貸与月額

貸与月額は、表のとおり区分ごとに一律の金額です。

区分		自宅通学	自宅外通学
高等学校 中等教育学校（後期課程） 専修学校（高等課程）	国公立	18,000円	23,000円
	私立	30,000円	35,000円

5 貸与期間

平成28年4月から平成29年3月まで1年間

この奨学金は原則1年間限りの事業のため、事業が継続する場合は、在籍する学校の正規の修業年限の終期までとします。

高等学校 3～5年間（課程により異なります。）

中等教育学校（後期課程） 3年間

専修学校（高等課程） 1～3年間（課程により異なります。）

6 貸与方法

- (1) 育英資金は、無利子です。
- (2) 熊本県指定金融機関（肥後銀行）の育英奨学生本人名義の普通預金口座への振込みにより貸与します。口座がない場合は新たに開設してください。
- (3) 育英資金は、毎月21日に振込みを予定しています。

ただし、平成28年度の新規採用者については、1年分を3月末日に振込予定です。

県の育英資金を貸与中の方については、被災特例枠の金額と同額を貸与中の場合、振込はありません。その他の金額を貸与中の場合、貸与中の金額との差額を振込みます。

【貸与スケジュール】

採用年度	対象月	貸与時期
1年目	初回振込（4月～3月）	3月31日
2年目以降	4月～6月	<u>振込なし</u>
	年度当初振込（4月～7月）	7月21日
	8月～2月	毎月21日
	3月	3月10日

振込日が土日祝日にあたる場合は、直前の金融機関営業日が振込日となります。

例：10月21日（日）の場合　　10月19日（金）が振込日

継続する場合、2年目以降、毎年4月～6月は市町村民税所得割の課税状況の確認を行うため、育英資金の振込はありません。

7 保証人

連帯保証人　1人（生計の主たる維持者：親権者（法定代理人））

ただし、生計の主たる維持者が未成年の場合は、その人に代わる独立した生計を営む成年人者。

【連帯保証人について】

当県の通学支援奨学金又は育英資金債務に関し滞納が発生している場合には、当該債務に係る連帯保証人又は保証人が新たに別の奨学生（兄弟姉妹等）の連帯保証人等になることはできません。

また、連帯保証人が死亡された場合、連帯保証債務は財産として相続されます。

8 返還方法

(1) 返還の義務

育英資金は貸与されるものであり、貸与終了後、規則に従い、下記のとおり返還しなければなりません。

ただし、この育英資金（被災特例枠）は、在籍する学校を卒業した場合、申請することで返還額の全部を免除します。（途中で退学等した場合は、返還する必要があります。）

返還期間	・貸与を受けた月数の3倍の期間 (例：3年間貸与を受けた場合は、9年かけて返還)										
返還開始	・貸与終了後、6ヶ月を経過した日の翌月から開始 (例：3月に卒業し、貸与終了した場合、10月下旬から返還開始) <u>退学した場合、6ヶ月の措置期間はなく、退学手続き完了の翌月から返還開始となります。</u>										
返還方法	・口座引落とし又は納付書 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">月賦</td> <td>毎月返還</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">年賦</td> <td>年1回 毎年10月返還</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">半年賦</td> <td>年2回 毎年4月と10月返還</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">月賦/半年賦併用</td> <td>毎月返還、6月と12月に加算</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td>一括返還等</td> </tr> </table>	月賦	毎月返還	年賦	年1回 毎年10月返還	半年賦	年2回 毎年4月と10月返還	月賦/半年賦併用	毎月返還、6月と12月に加算	その他	一括返還等
月賦	毎月返還										
年賦	年1回 毎年10月返還										
半年賦	年2回 毎年4月と10月返還										
月賦/半年賦併用	毎月返還、6月と12月に加算										
その他	一括返還等										
返還を延滞した場合の措置	<p>・貸与を受けた本人が返還を延滞した場合は、直ちに連帯保証人に返還を請求します。</p> <p>・返還を延滞したときは、延滞期間6ヶ月ごとに、返還すべき割賦金額に対して2.5%の延滞利息が生じます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><u>熊本県では奨学生の公平性確保と制度維持のために、裁判所の手続きを経て、延滞された返還金の回収を行っています。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>返還期限は必ず守ってください。</u></p> </div>										

(2) 返還の猶予

貸与終了後、大学又はこれに準ずる学校に進学したとき、災害を受けたとき、病気で長期療養の必要があるとき、その他やむを得ない理由により返還が困難となったときは、本人の申請によりその状況を審査のうえ、一定期間返還を猶予することができます。

(3) 返還の免除

ア 育英奨学生の将来に一層の負担を負わせることがないよう、在籍する学校を卒業したときは、申請により返還額の全部を免除します。

イ 育英奨学生が死亡したとき、障がいにより労働能力を喪失したときは、申請により返還額の全部又は一部を免除することがあります。

Ⅱ 育英奨学生申請手続き及び事務の流れ

1 提出期限

申請に関する手続きは、在学する学校をとおして行います。

申請書類は、在学する学校が指定する期日までに提出してください。

区 分	提出期限（期間）
申請者から学校	<u>平成29年 月 日（ ）</u> ～ <u>学校の指定する日</u>
学校から高校教育課	平成29年 1月31日（水）【必着】

2 提出書類

(1) 提出書類

提出書類	説 明
1 育英奨学生申請書 (別記第3号様式)	育英奨学生申請書(以下「申請書」という。)は、9ページ～12ページの記入上の注意及び記入例を参照のうえ、申請時現在の事実を正確に記入してください。
2 育英奨学生推薦書 (別記第4号様式)	在学する学校長の職印を受けて提出してください。
3 保証書 (別記第5号様式)	本書に記入された方が連帯保証人となります。 申請書に記載の生計の主たる維持者と同一の方を記入してください。 <u>3ページ「7 保証人」を参照してください。</u>
4 住民票	<u>個人番号の記載がない同一生計の者全員の住民票</u> (発効日から3ヶ月以内)を提出してください。同居・別居に関わらず生計を一にする世帯(本人を含む。)全員について提出が必要です。
5 市町村民税所得割額が確認できる書類	同一生計の者のうち、平成28年4月1日現在の年齢が16歳以上の者全員の <u>平成28年度課税証明書(平成27年分)</u> を提出してください。 <u>大学生、高校生及び無職無収入の方も提出が必要。</u>
6 被災状況等申立書	15ページの記入例を参照のうえ、あてはまる被災状況にチェックをつけ、必要事項を記入してください。

提出書類	説明
7 被災状況を証明する書類	罹災証明書など、次表「被災状況の証明について」の区分に該当する証明書類を1項目分だけ提出してください。
8 調査等同意書	育英資金の貸与、返還の実施に関して調査や照会が必要な場合、当該同意書の写しを付けて関係の官公庁等に調査や照会を行うためのものです。

【被災状況の証明について】

区分	証明書類
自宅被害 (全壊、大規模半壊、半壊、長期避難世帯) <u>一部損壊は対象外</u>	・罹災証明書(被災証明書は不可)の写し又は長期避難世帯であることを証明する書類の写し
主たる生計維持者の死亡等	・罹災証明書又は被災証明書の写しに加え、かのいずれか 死亡の場合 死亡診断書、戸籍又は除籍の全部事項証明書(謄本) 重篤な障がいを負った場合 身体障害者手帳1級~2級、療育手帳A1~A2、精神障害者保健福祉手帳1級の写し 上記手帳の写し以外は認められません。
主たる生計維持者の地震に伴う失業や収入減 <u>地震以外の理由や自己都合による離職は対象外</u>	・平成28年度所得証明書に加え、かのいずれか ・失業の場合 雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など失業が確認できる書類の写し ・収入減の場合 給与実績・見込証明書、直近の給与明細書(3か月以上)など収入が減少したことが確認できる書類

3 提出先

〒862-8609 (この郵便番号を使うと、住所の記載を省略できます。)

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県教育庁教育指導局高校教育課修学支援係(県庁行政棟新館6階)

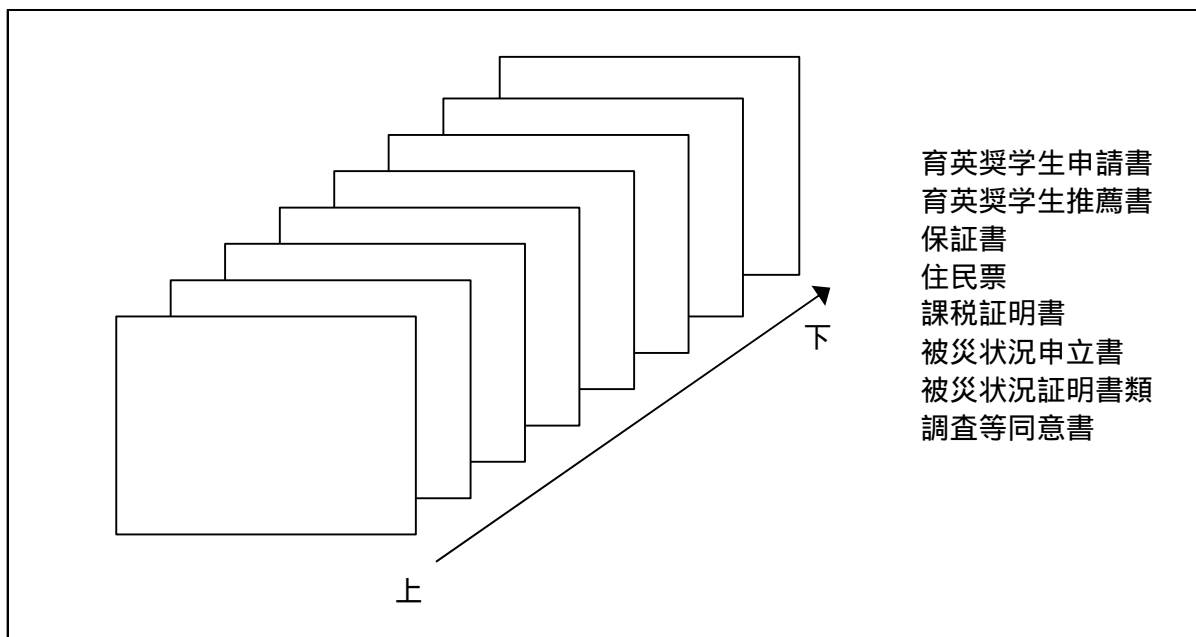
TEL: 096-333-2682

FAX: 096-384-1563

Mail: ikuei@pref.kumamoto.lg.jp

【お願い】

申請者から提出される書類は、事務処理を円滑に進めるため、次のように整理のうえ、提出されるよう御協力願います。（一人ずつクリップ留め）



4 選考及び採否決定の通知

- (1) 学校長から推薦のあった申請者について内容を審査後、被災状況を基に採用を決定します。
- (2) 必要書類の不足、記入漏れ、判読困難などの不備のある申請書等は、判定材料を欠くものとして選考から除外されることがあります。
また、採用決定後に記入内容が故意に事実と相違して記入されていることが判明した場合は、採用取り消しとなることがあります。
- (3) 選考の結果は、採用決定通知を学校宛に送付しますので、速やかに申請者に対し、交付してください。
- (4) 採用決定は、3月上旬を予定しています。

5 採用決定後の手続き

採用が決定された場合は、採用決定通知と併せて送付する誓約書（別記第6号様式）及び口座振替調書に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて指定する期限までに提出していただきます。

6 他奨学金との関係

他の奨学金との重複貸与が判明し、熊本県育英資金を辞退される場合は、それまで貸与した育英資金は一括返還となります。

なお、熊本県奨学のための給付金や給付型の奨学金との併給は可能です。

7 貸与中の辞退及び退学、休学等の異動手続き

貸与中に辞退や退学、休学等の異動がある場合は、下記の手続きが必要となります。

事由	提出書類	備考
育英資金の貸与を辞退する場合	辞退届 育英資金借用証書 育英資金返還明細書 印鑑登録証明書	学校へ関係書類を送付しますので、手続きをお願いします。
退学する場合	退学届 育英資金借用証書 育英資金返還明細書 印鑑登録証明書	同上
休学する場合	休学届	
転学する場合	転学届 転学先の在学証明書 貸与金額変更申請書	
通学区分に変更があった場合	通学区分変更届 貸与金額変更申請書	
氏名・住所その他重要な事項に変更があった場合	氏名・住所変更届	
連帯保証人の変更その他重要な事項に変更があった場合	連帯保証人の変更届 理由書 印鑑登録証明書	
振込口座を変更する場合	口座振替（変更）調書	

奨学生の異動がある場合は、まずは県教育庁教育指導局高校教育課修学支援係へ連絡いただきますようお願いいたします。

連絡が遅れると、貸与資格を満たしていない者に貸与することになりますので、育英奨学生の異動事務につきましては、過払い金の未然防止の観点から、校内の関係部署（事務部、教務部、担任等）との連携を十分に行い、異動等の事実発生後、速やかに連絡いただきますようお願いいたします。

8 貸与資格調査

貸与中は、年に2回（4月、10月を予定）学校を通じて育英奨学生の貸与資格調査を行います。調査の結果、「勉学に意欲がない」、「学校内外の規律を乱す」、「長期欠席が続いている」、「授業料等の滞納がある」など育英奨学生として適当でないと認められた場合は、貸与の停止または取消しを行います。

9 返還免除までの手続き

【在学中の生徒】

状況が改善せず、翌年度も貸与継続を希望する場合は、在学する学校を通じて「熊本県育英資金（被災特例枠）継続願」及び必要書類を県教育委員会に提出してください。

なお、平成29年度以降の事業の実施については未定のため、改めてお知らせします。

継続を希望せず、貸与が終了となった場合は、在学する学校を通じて辞退届、借用証書、返還明細書、口座振替申出書、返還猶予申請書及び在学証明書を県教育委員会に提出してください。

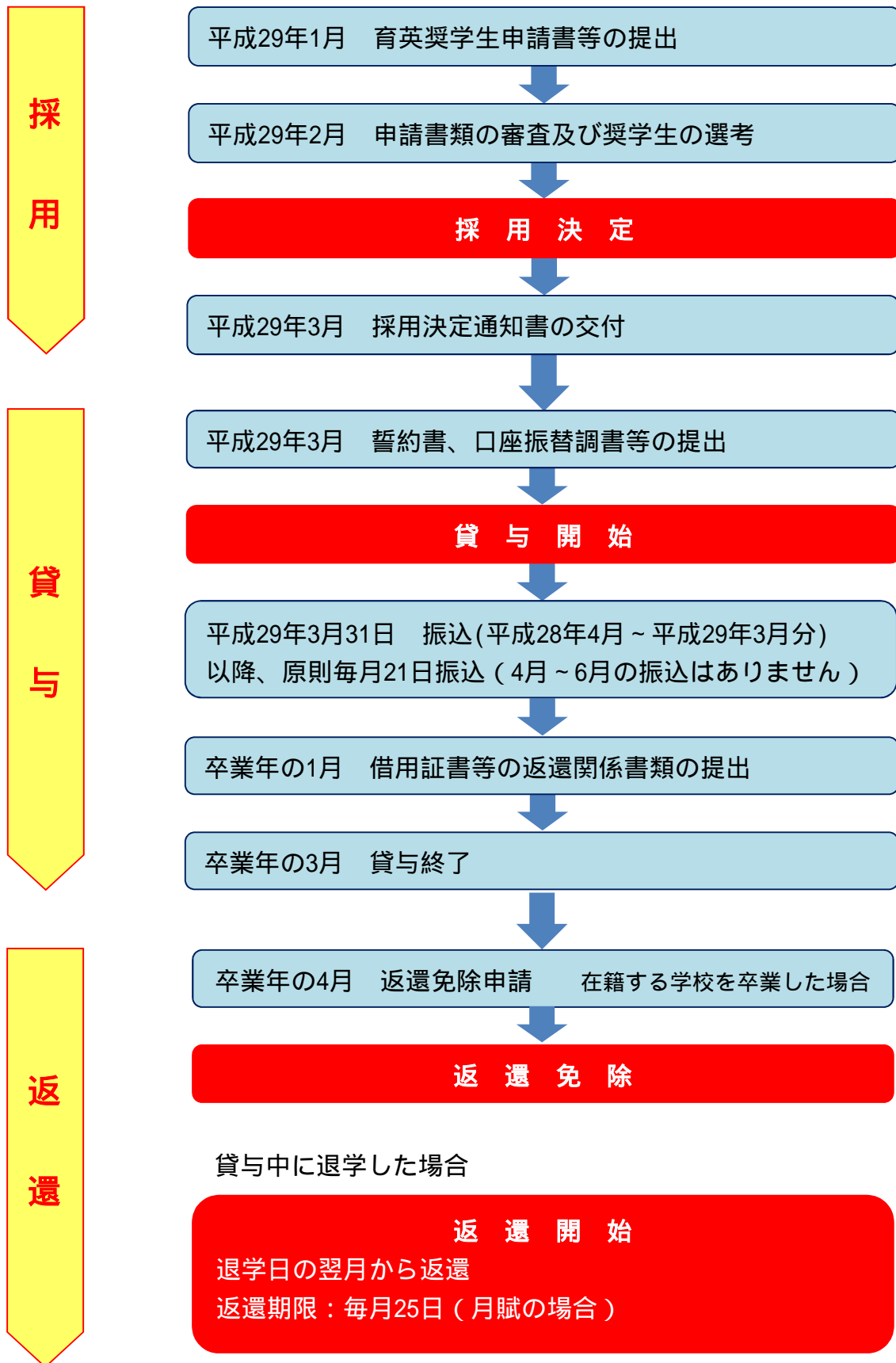
【卒業する生徒】

貸与終了（卒業）前に返還の手続きとして借用証書及び返還明細書、口座振替申出書等の提出を別途依頼します。

平成28年度については、採用決定通知書と併せて借用証書等を送付します。

卒業後、4月以降に返還免除申請書及び卒業した学校の卒業証明書など、卒業したことを証明する書類を、県教育委員会に提出してください。

熊本県育英奨学生申請から返還完了までの流れ（図解）



この図解は事業が継続することを前提に作成しています。

育英奨学生申請書の記入上の注意及び記入例

申請書は、奨学生の選考に当たっての重要な書類となるため、記入上の注意及び記入例を参照の上、申請時現在の事実を記入してください。

記入すべきことが書かれていないものや記入内容が故意に事実と相違して記入されていることが判明した場合は、採用決定後においても採用取消しとなることがありますので、正確に記入してください。

1 申請者欄について

- (1) 「氏名」にはフリガナをつけてください。
- (2) 「住所」は、住民票どおりに記入し、団地・アパート等は建物名称、棟号、部屋番号まで省略することなく正確に記入してください。
- (3) 「電話番号」は、日常的に連絡可能な番号を記入するとともに、携帯電話をお持ちの方は、両方の番号を記入してください。
- (4) 「他の奨学金の申込状況」は、各市町村や社会福祉協議会など熊本県育英資金以外の奨学金に申込みをされる場合は、必ず記入してください。（就学支援金や奨学のための給付金については記入不要です。）

2 生計の主たる維持者欄について

- (1) 生計の主たる維持者は、保証書（別記第4号様式）に記載する連帯保証人を記入してください。
- (2) 「勤務先」は、名称及び電話番号を必ず記入してください。
- (3) 「住居区分」は、該当するものを選択してください。本人や家族の所有する住居は「持家」となります。借家やアパート等は、「賃貸借」となります。「賃貸借」の場合は、家賃額を記入してください。持家による住宅ローンは記入不要です。

3 家族及び所得状況欄について

- (1) 「家族」には、同居・別居を問わず、本人と生計を一にする者（本人を含む。）全員について記入してください。住民票が異なる世帯（祖父母等）であっても同一の住居に居住している場合は、原則として同一世帯となります。
独立の生計を営む方については記入する必要はありません。
- (2) 「続柄」は、申請者本人との関係（父母兄弟等）を記入してください。
- (3) 「年齢」は、今年の4月1日現在で記入してください。
- (4) 「同居別居の別」は、家族からみて判断してください。
- (5) 「学校名・学年・障害名等」は、障がいをお持ちの方がいる場合は障害名及びその等級を記入してください。
- (6) 「所得額」は記入の必要はありません。

4 署名について

申請書裏面の署名欄については、必ず申請者本人及び生計の主たる維持者それぞれが自署により記入・押印してください。

5 その他

記入を誤った場合は、訂正箇所には二重線を引き、訂正印は本人署名欄と同じ印を押印して、余白に正しく記入してください。

修正液や修正テープ、または他の印鑑による訂正はできません。

記入例

区分ごとに該当する金額を選択してください。
2ページ「4 貸与月額」参照。

別記第3号様式(第6条関係)

育英奨学生申請書 (緊急貸与)											
											申込番号
申請者	フリガナ	ショウガク ジロウ			性別	住所 〒 -					
	氏名	奨学 次郎			男	市 町 丁目 番号 アパート101号					
	生年月日	平成 年 月 日				電話 ***-***-****					
	在 学 校 名	国公立・私立 熊本県立 専修学校・高等専門学校・高等学校				通 学 区 分	貸与月額		18,000円		
		入学年度	28	学年	1	課程	全日	定時・通信	学科	普通科	修業年数
他の奨学金の申込状況	・その他の奨学金 (奨学金) ・他の奨学金は申請していない、又は申請の予定はない。										
生 維 計 の 持 主 た 者 る	フリガナ	ショウガク タロウ			住所 〒 -	住 居 区 分					
	氏名	奨学 太郎				持家 ・ 賃貸借 その他 ()					
	勤務先	(株)育英商事			電話	家 賃 4 5 0 0 0					
	電話	***-***-****			携帯電話	***-***-****					
家 族 及 び 所 得 状 況 (本 人 を 含 む)	続柄	氏 名			同居別居の別	学校名・学年・障害名等			所 得 額		
		生年月日(今年4/1現在の年齢)							円		
	父	奨学 太郎			同居				所得額欄は 記入不要		
		昭和 年 月 日(才)			別居						
	母	奨学 花子			同居						
		昭和 年 月 日(才)			別居						
	姉	奨学 公子			同居	大学 年					
		平成 年 月 日(才)			別居						
	本人	奨学 次郎			同居	熊本県立 高校 年					
	平成 年 月 日(才)			別居							
妹	奨学 良子			同居	熊本市立 小学校 年						
	平成 年 月 日(才)			別居							
祖母	奨学 和子			同居	身体障害者手帳 級						
	昭和 年 月 日(才)			別居							
				同居							
				別居							
				同居							
				別居							
					所得額の合計						

記入例

申請書裏面

緊急貸与申請理由	<p>1 家計急変の事由</p> <p>該当する事由に を付けてください。(複数可)この場合、このことを証明できる書類(例えば離職票・診断書等など) 写しで可 を添付してください。また、備考欄に具体的に事情等を記入してください。</p> <p>ア. 生計の主たる維持者が会社の倒産等により解雇または早期退職 イ. 生計の主たる維持者が死亡 ウ. 生計の主たる維持者が離別 エ. 生計の主たる維持者が破産 オ. 病気により著しく支出が増大又は収入が減少 カ. 事故により著しく支出が増大又は収入が減少 キ. 会社倒産により著しく支出が増大又は収入が減少 ク. 経営不振により著しく支出が増大又は収入が減少 ケ. 火災により著しく支出が増大又は収入が減少 コ. 風水害により著しく支出が増大又は収入が減少 サ. 震災により著しく支出が増大又は収入が減少 シ. 災害救助法適用該当者 ス. その他給与収入激減等</p> <p>2 事由が生じた年月 _____平成28年4月</p>
備考	<p style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">それぞれが自署により記入・押印してください。</p>
上記	<p>熊本県教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>本人氏名 奨学次郎 奨</p> <p>生計の主たる 奨学太郎 授</p> <p>維持者氏名 奨学太郎 印</p>

記入例

別記第4号様式(第6条関係)

育英奨学生推薦書

本人の自署により記入してください。

育英奨学生申請者
住所 市 町 丁目 番 号
アパート101号
氏 名 奨 学 次 郎

上記の者は、勉学に意欲があり、熊本県育英奨学生として適当と認めますので推薦します。

年 月 日

この枠内は、在学する学校において使用
熊本県教育委員会 様
しますので、記入しないでください。

学 校 名

学(校)長名

職印

記入例

別記第5号様式(第6条関係)

保証書

本人の自署により記入してください。

育英奨学生申請者
住所 市 町 丁目 番号
アパート101号
氏名 奨学次郎

上記の者が、このたび熊本県育英資金貸与基金条例による熊本県育英資金の貸与を申請します。

つきましては、育英奨学生として勉学に精励し、社会において有為な人材として成長できるよう指導します。

また、貸与金の返還については保証人としての義務を履行します。

平成 年 月 日

熊本県教育委員会 様

連帯保証人の自署により記入・押印してください。

連帯保証人 (生計の主たる 維持者)	フリガナ	〒 - TEL ***-***-**** シ マチ チョウメ バン ゴウ アパート101ゴウ	
	住所	市 町 丁目 番号 アパート101号	
	フリガナ	ショウガク タロウ	
	氏名	奨学 太郎	

記入例

別紙様式

被災状況申立書

熊本県教育委員会 様

平成28年熊本地震による被災状況については下記のとおりです。

記入日	平成 ○○ 年 ○ 月 ○ 日
学校名	熊本県立△△高等学校
申請者氏名	奨学 次郎
生計の主たる維持者氏名	奨学 太郎

あてはまる被災状況の口に✓をつけ、そのうち1項目分の証明書等を添付してください。

被災状況	1	自宅被害	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <small>(※一部損壊は対象外)</small>	→	・罹災証明書
	2	生計の主たる維持者の死亡等	<input type="checkbox"/> 死亡 <small>父・母</small> <small>その他()</small>	→	・罹災証明書又は被災証明書 ・戸籍謄本など
	3	生計の主たる維持者の離職又は収入減	<input type="checkbox"/> 収入減 <small>自 営(業 種:)</small> <small>自営以外(勤務先:)</small>	→	・平成28年度所得証明書 ・離職票など失業したことが確認できる書類
<p>離職や収入減となった具体的状況を記入してください。</p> <p>・熊本地震で勤務地が被災し、○月○日から○月○日まで操業停止となり、その間給与が支給されていない。業務再開後も地震前より勤務日数が減少し、収入が大幅に減少した。</p>					

学校長証明	上記のとおり相違ありません。
	平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日
	学校名 熊本県立△△高等学校 校長名 ●●●●●●
	<div style="border: 1px solid red; width: 80px; height: 60px; display: inline-block;"></div> 職印

記入例

調査等同意書

熊本県育英資金の貸与、返還の実施のために必要がある時は、下記の申請者本人及び連帯保証人の住所、居所、住居、勤務先、資産、収入等について、熊本県教育委員会が官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が熊本県教育委員会に対し当該調査等に回答することに同意します。

なお、本同意書は同意書作成日以降熊本県育英資金の返還が完了するまで、下記の住所、氏名に変更があった場合も、有効の旨、併せて同意します。

平成 年 月 日

熊本県教育委員会 様

申請者本人、連帯保証人それぞれ自署により記入・押印してください。

申請者本人 住所 市 町 丁目 番 号
アパート101号

氏名 奨 学 次 郎



連帯保証人 住所 市 町 丁目 番 号
アパート101号

氏名 奨 学 太 郎



Ⅲ 推薦事務要領

1 推薦基準

(1) 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて、態度、行動が奨学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

また、途中で学業を放棄することがないと思われる者であること。

(2) 健康について

修学に十分耐え得ると認められること。

(3) 家計について

熊本地震に被災したことで修学が困難となり、次のいずれかに該当する場合。

居住する家屋が罹災証明書において全壊、大規模半壊、半壊又は被災者生活再建支援法による長期避難世帯でかつ高校生等の属する世帯が市町村民税所得割非課税世帯の場合

生計の主たる維持者が死亡又は重篤な障がいを負った場合

生計の主たる維持者が地震に伴い失業又は収入が減少し、高校生等の属する世帯が市町村民税所得割非課税相当世帯の場合

ア 世帯人員の認定

世帯人員の認定は、住民票に記載された者について次のとおり行います。

(ア) 同居・別居を問わず、本人と生計を一にする者は同一世帯とする。

住民票が異なる世帯（祖父母等）であっても同一の住居に居住している場合は、原則として同一世帯となります。

(イ) 次の場合は、同一の住居に居住していなくても同一世帯とする。

a 生計の主たる維持者が勤務地の関係で別居しているとき。

b 就学又は病気療養等のため一時別居しているとき。

c 主として扶養している者（祖父母等）と別居しているとき。

d その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき。

(ウ) 別居独立している兄弟姉妹及び生計を一にしない別居の祖父母等は同一世帯としない。

(エ) 「本人が特別の事情にある人」又は「都道府県知事から委託されている人に養育されている人」である場合は、同一の住居に居住していてもその世帯に属さない人とみなすことができる。ここでいう「特別な事情にある人」とは、2親等内の親族が、20歳未満の兄弟姉妹だけの世帯構成の者を指す。

ただし、20歳以上の兄弟姉妹であっても、就学者及び長期療養、心身に障がいのある等のため経済力のない者である場合は、20歳未満とみなすことができる。

(オ) 事情により家庭（保護者又は他の家族）と絶縁状態及びそれに準ずるような場合は、本人を単独生計者として取り扱うことができる。

イ 市町村民税所得割の課税状況について

課税状況については、同一生計の世帯全員の課税証明書に記載された市町村民税所得割額を確認するものとする。

ただし、生計の主たる維持者の失職及び収入減の場合は、地震後の1年間の収入見込み額により、課税額を算定することとする。

2 被災状況の確認

通常の育英資金においては、世帯全員の所得金額により審査を行います。被災特例枠については、通常の育英資金とは異なり、被災の状況及び世帯全員の市町村民税所得割の課税状況により審査を行います。

被災状況は、別紙様式「被災状況申立書」により確認しますので、該当する1項目分の証明書類を必ず添付し、提出するよう御指導下さい。

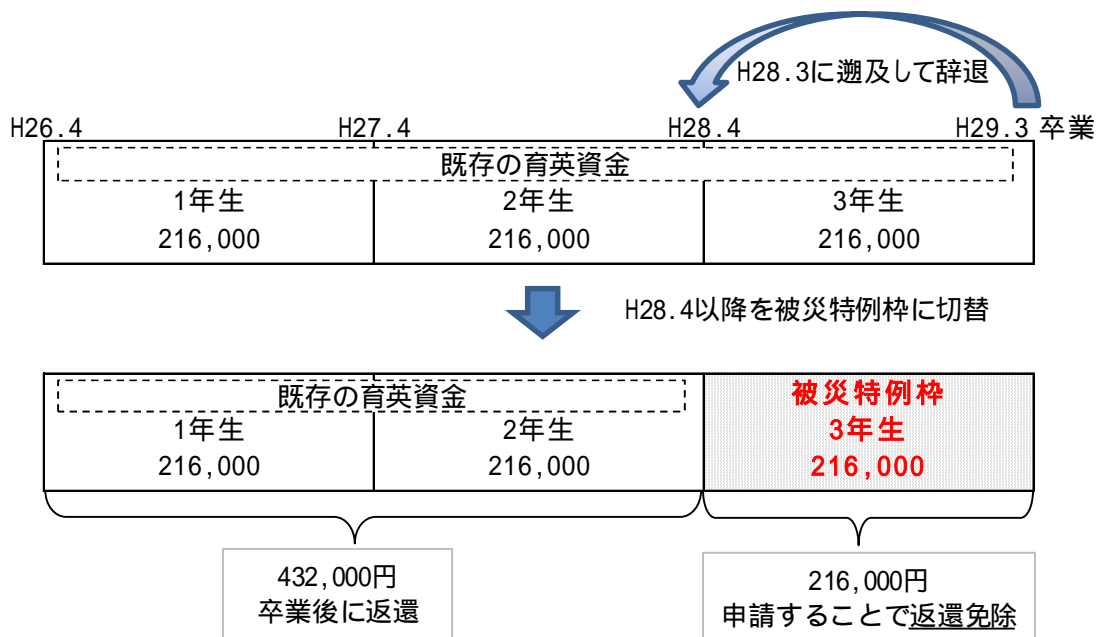
3 重複申請の確認

申請時現在で、他奨学金の貸与を受けている方については、被災特例枠で採用された場合、どちらか一方を辞退する必要がありますので、育英奨学生の推薦をされる際は、他奨学金の貸与の状況を確認してください。

4 育英資金を貸与中の奨学生の取り扱い

現在、熊本県育英資金の貸与を受けている方が被災特例枠に採用された場合は、重複して貸与を受けることは出来ませんので、貸与中の育英資金から被災特例枠に切り替える必要があります。切り替えの手続きは、貸与中の既存の育英資金を平成28年3月31日に遡及して辞退し、平成28年4月から新たに奨学生として採用することとしますので、貸与中の育英資金に係る辞退届及び借用証書等を提出する必要があります。

【具体例】公立学校3年生で自宅通学、月額18,000円を貸与中の奨学生で、自宅が全壊の場合



大学等に進学した場合は返還猶予

5 市町村民税所得割非課税相当の判定

19ページ「1 推薦基準」(3) の市町村民税所得割非課税相当の判定は、高校生等の属する世帯の平成28年4月から1年間の所得見込額(1)が基準額(2)以下であるかで判定します。

1 所得見込額とは、次の から の見込額を合計したものをいいます。

利子所得	退職所得(退職所得控除後)
配当所得	山林所得(必要経費及び特別控除後)
不動産所得(必要経費控除後)	譲渡所得(同上)
事業所得(同上)	一時所得(同上)
給与所得(給与所得控除後)	雑所得(必要経費控除後)

2 基準額とは、市町村民税所得割非課税相当額であり、地方税法第295条及び附則第3条の3第4項の規定により定める額をいいます。

【基準額】

(1) 次の区分に該当する者(市町村民税非課税相当額)

区分	金額
障害者、未成年者、寡婦、寡夫に該当する者	125万円

(2) 上記(1)の区分以外の者及び上記(1)の区分の者で上記(1)の金額を超えるもの(市町村民税所得割非課税相当額)

区分	金額
控除対象配偶者及び扶養親族のない者	35万円
控除対象配偶者又は扶養親族がある者	$35万円 \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 32万円$

《具体例》両親のうちどちらか一方が働き、高校生(16歳以上)、中学生の4人世帯の場合上記(2)の下段「控除対象配偶者又は扶養親族がある者」に該当するため、基準額は $35万円 \times (1 + 1 + 1) + 32万円 = 137万円$ となる。

中学生は16歳未満のため、税法上の扶養親族とはなりません。

Ⅳ 育英資金（被災特例枠）に関するFAQ

【制度全般】

Q 1 県外の高校に在学（進学を予定）していますが申請できますか。

A 1 生計の主たる維持者が熊本県内に居住していれば対象となります。なお、生計の主たる維持者が単身赴任等で県外に居住している場合も対象となります。

例 1：本人は県外の高校に進学、家族は県内に居住 対象

例 2：本人は県外の高校に進学、父（生計の主たる維持者）は単身赴任で県外に居住、他の家族は県内に居住 対象

例 3：本人は県内の高校に進学、家族は県外に居住 対象外

Q 2 育英資金以外の奨学金を受けていますが、申請できますか。

A 2 熊本県育英資金は申請の資格で「地方公共団体等から現に学資の貸与を受けていないこと」と定められています。

このことから、貸与型の他奨学金を受けている場合は、申請できません。

また、育英資金と他の奨学金をあわせて申請（併願）することはできますが、この場合は採用決定後に貸与を希望する奨学金を選択していただきます。

なお、返還義務が生じない給付型奨学金や就学支援金、奨学のための給付金についてはあわせて受けること（併給）ができます。

Q 3 現在、県育英資金の貸与を受けていますが、申請できますか。

A 3 被災特例枠の要件に該当する場合は、申請することができます。

ただし、被災特例枠の育英資金が貸与される場合、現在貸与を受けている育英資金を辞退したことを確認し、被災特例枠の育英資金に切り替えますので、関係書類の提出をお願いします。

なお、該当する奨学生には、被災特例枠の決定時にお知らせいたします。

Q 4 申請の資格以外の理由で修学困難な生徒は申請できますか。

A 4 被災特例枠は、平成 28 年熊本地震により被災し、経済的理由により修学が困難となった生徒を対象としています。募集のしおりに記載された資格以外の理由での申請はできません。

Q 5 申請の資格にある生計の主たる維持者には、主たる維持者の配偶者や被扶養者等は該当しますか。

A 5 該当しません。申請の資格に記載された事由が、生計の主たる維持者に該当する場合のみが対象となります。

Q 6 貸与期間はどのようになりますか。

A 6 貸与期間は原則 1 年間です。

被災特例採用は国からの単年度交付金を活用した事業ですので、国の事業延長がない限り、今年度のみ実施となります。

なお、事業が継続した場合は、在籍する学校の修業年限を上限に継続することができます。

Q 7 留年した場合、貸与期間は延長されますか。

A 7 事業が継続する場合の貸与期間は、在籍する学校の正規の修業年限の終期までとなるため、それを超える期間については、貸与できません。

Q 8 退学、辞退、休学など奨学生に異動が生じた場合、どのような手続が必要ですか。

A 8 県の育英資金担当へ速やかに連絡を行い、関係書類の送付を依頼してください。書類受領後は、奨学生に必要事項を記入してもらい、県教育委員会へ提出してください。

Q 9 退学した場合、返還はどのようになりますか。

A 9 退学した場合、返還免除は認められませんので、貸与した全額を退学した月の翌月から返還していただきます。

【申請手続き】

Q 1 0 住民票は別世帯だが、同居している祖父母等は同一世帯となりますか。

A 1 0 世帯は、生計が同一かどうかで判断します。また、同居している方は、原則、同一生計と考えられますが、同じ住所地内の別棟に居住し、かつ、食費、光熱費等もそれぞれ支出している場合などは別生計と考えられます。

ただし、別生計として申請される場合は、そのことを証明する書類の提出が必要です。

Q 1 1 所得がない世帯員の課税証明書は提出が必要ですか。

A 1 1 所得の有無に関わらず、申請年度の4月1日現在で16歳以上の生計が同一の世帯全員について提出が必要です。また、住民票上の世帯が別であっても生計が同一であれば、同様に提出が必要です。

Q 1 2 生計の主たる維持者の収入減を確認する場合の収入とは。

A 1 2 所得税が課税される収入をいいます。

雇用保険の失業給付、生活保護の給付金、生命保険・損害保険の保険金、義捐金等は収入とみなしません。

Q 1 3 生計の主たる維持者の離職や収入減を証明する書類はどのようなものが必要ですか。

A 1 3

【離職】

平成28年度の所得証明書及び離職票や退職証明書など退職したことが分かる書類
自己都合での退職など熊本地震による被災以外の理由による退職は奨学金の対象となりません。

【収入減】

例1：勤務先が被災したことで営業が停止し、給与が減少した場合

平成28年度の所得証明書、平成28年4月から1年間の給与実績（見込）証明書や給与明細書（3か月分）のコピーなど減少したことが証明できる書類

例2：自営業で、被災により収入が減少した場合

平成28年度の所得証明書、平成28年4月から1年間の収支見込額が分かる書類（参考様式「事業所得見込申立書」など）

熊本県教育庁教育指導局高校教育課修学支援係

〒862-8609 熊本市中央区水前寺 6 丁目 1 8 番 1 号

TEL : (096)333-2682 FAX : (096)384-1563